

平成 30 年 1 月 26 日

各府省庁官房長等 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

「精神障害者雇用促進キャンペーン」の実施及び御協力のお願いについて

障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）の施行により、本年4月から精神障害者の雇用が義務化され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率等の算定基礎に加わることに伴い、本年4月から、民間企業の法定雇用率が2.2%（現行：2.0%）となります。

障害者雇用対策については、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）にも記載されているとおり、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指し、各種支援策を講じているところです。

現在、民間企業の障害者雇用については、14年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現する等、着実に改善しつつあるものの、雇用義務のある企業のうちの3割程度が障害者を全く雇用していないことや、精神障害者をはじめとして職場定着に問題を抱えるケースが多く見られること等、依然として様々な課題が残されています。

こうした課題を踏まえ、精神障害者をはじめとした障害者の更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業が一体となって連携を図ることが肝要です。厚生労働省としては、改正法施行前の2月、3月に「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施し、本年より一層の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、貴府省庁におかれましては、当該キャンペーンの趣旨を御理解いただき、下記について御対応いただきますようお願いいたします。

なお、下記1につきましては、別紙様式にて、御対応の状況を回答いただきたく、併せてよろしくようお願いいたします。

記

1 「精神障害者雇用促進キャンペーン」への御協力をお願い

我が国の障害者雇用においては、建設業、情報通信業、小売業、不動産業などの障害者雇用が進みにくいとされている産業や、障害者を雇用するに当たっての職域や職種が無く、雇用は困難と回答する企業等も依然として多く残されています（参考：<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyouanteikyokukouruishougaikoyoutaisakubu-shougaishakoyoutaisakuka/0000187725.pdf>）。

しかしながら、障害者雇用の近年の着実な改善傾向からも見られるとおり、経営者等の意識改革、企業内の業務の切り出しや整理等を行うことで、あらゆる企業において障害者雇用を進めることは可能であり、その進展は、リーフレットにもあるとおり、企業にとっても労働力確保などの恩恵が享受されるものと考えております。

本年4月には、精神障害者が雇用義務の対象に加わることから、これを契機として、あらゆる産業において、精神障害者をはじめとする障害者雇用が促進されるよう、貴府省庁におかれましては、所管の業界について、業所管部局から関係団体等に対する雇用勧奨を行うなど、精神障害者雇用の促進に関する周知・勧奨について、御協力をお願いいたします。その際、業所管部局等の幹部による障害者雇用の現場視察を行っていただき、障害者雇用の意義や効果などについて確認するとともに幹部等の視察の様子を関係団体等に周知いただくなど、重ねてお願いいたします。

また、今般のキャンペーンに当たり、事業主向けのリーフレットを作成しておりますので、関係団体等に対する周知等に、積極的に御活用下さい（別添）。

2 貴府省庁及び貴管下の独立行政法人等における障害者雇用の推進のお願い

本年4月から、国等の障害者雇用率についても引き上げが行われます（※1）。国及び地方公共団体は、障害者雇用促進法に基づき、自ら率先垂範して障害者を採用し、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることが求められております。貴府省庁におかれましては、引き続き、障害者雇用の推進に御協力いただくとともに、所管の特殊法人及び独立行政法人に対しても、本キャンペーンの周知及び障害者雇用の勧奨を行うよう、よろしくお願いいたします。

※1 国及び地方公共団体にあつては2.5%に、都道府県等の教育委員会にあつては2.4%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)別表第二に掲げる法人をいう。）にあつては2.5%に引き上げ。

【別添】

- ・ 精神障害者雇用促進キャンペーンリーフレット